

# PMに係る機関の選定について

## 基本的考え方

- PMの提案した研究開発プログラム構想を実現し、産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションを創出するというImPACTの趣旨から、PMと参加研究開発機関の利害関係を画一的な基準によって判断し、結果的に我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識の結集を妨げることは適切でない。このため、PMとPMに関連する機関との間の利益相反については、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断するものとする。

## 「PMに係る機関」の範囲

- 研究開発機関における研究担当者が以下のいずれかの関係に該当する場合の機関をいう。
  - ① PM自身が研究担当者となる場合。
  - ② PMと親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。
  - ③ PMの兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。
  - ④ PMと緊密な共同研究を行っている者。または過去5年以内に緊密な共同研究を行った者。
  - ⑤ 過去に通算10年以上、PMと「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。
  - ⑥ その他推進会議が利害関係者と判断した場合。

## 「PMに係る機関」等の選定方法

- PMに係る機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、PMは、推進会議に対して選定の承認を求める。推進会議は、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、選定を承認する。